

公益社団法人 日本生化学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益社団法人日本生化学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都文京区に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部の任務、構成、および運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

(目的)

第4条 この法人は、生化学研究の進歩普及をはかり、もって学術と文化の発展および国民の暮らしの向上に寄与することを目的とする。

(規律)

第5条 この法人は、第4章に定める総会が別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持と向上に努める。

(事業)

第6条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生化学研究に関する学術集会の開催
 - (2) 生化学研究に関する学術情報の普及およびそれに関わる論文誌と資料の刊行
 - (3) 生化学研究の奨励と研究業績の顕彰
 - (4) 国内外の関連学術団体との連絡および協力
 - (5) 生化学研究に関する助成
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については日本全国で行う。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第8条 この法人の会員は次の6種とする。

- (1) 正会員：生化学に関する学識または経験を有する個人であって、この法人の目的に賛同し、別に定める会費を納める者
- (2) 学生会員：大学またはこれに準ずる学校に在籍し、生化学または生化学に関係ある学科を修める学生であって、この法人の目的に賛同し、別に定める会費を納める者
- (3) 団体会員：この法人の目的に賛同し、別に定める会費を納める団体
- (4) 賛助会員：この法人の事業を後援し、別に定める会費を納める者または団体
- (5) 名誉会員：この法人に対し特に功労のあった個人であり、総会で決議された者。会費の納入を要しない。
- (6) 永年会員：この法人に対し功労のあった個人であり、総会で決議された者。会費の納入を要しない。

(入会)

第9条 正会員、学生会員、団体会員、および賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を添えて、学会事務局に申し込み、理事会においてその承認を受けなければならない。

(会費)

第 10 条 会員は、総会が別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

(権利および義務)

第 11 条 正会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）、（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（代議員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項および第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項、および第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 2 第 30 条に定める理事、監事または会計監査人がその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、法人法第 112 条の規定にかかわらず、すべての正会員の同意がなければ、免除することはできない。

(退会)

第 12 条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 13 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき、除名することができる。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他、正当な事由があったとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 14 条 前 2 条のほか、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
 - (2) 死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。
 - (3) 会費を 3 年以上滞納したとき。
 - (4) 総代議員が同意したとき。
- 2 代議員である正会員が会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第 15 条 会員が第 14 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務はこれを免れることはできない。

第 3 章 代議員

(選任と任期等)

第 16 条 この法人は、正会員の中から概ね 40 人に 1 人の割合で選任された代議員をもって、法人法に規定する社員とする。

2 代議員を選任するため、正会員による選挙を行う。代議員選挙を行うにあたり必要な事項は理事会において定める。

- 3 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の選挙に立候補することができる。
ただし、理事または理事会は代議員を選出することができない。
- 4 代議員の任期は選任の 2 年以内に終了する事業年度に関する定時総会終結の時までとし、任期を満了した代議員は引き続き二期のみ代議員候補者となることができる。
- 5 代議員が、総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、第 31 条の役員の選任、第 38 条の役員の解任、および第 60 条の定款変更についての議決権を有しないこととする。
- 6 代議員に欠員が生じた場合、補欠の代議員を選挙する。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(職務)

第 17 条 代議員は、総会を構成し、第 20 条に定める事項を審議する。

第 4 章 総会

(種類)

第 18 条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は代議員をもって構成する。
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
3 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 20 条 総会は、法人法に規定する事項および本定款で定める次の事項を決議する。
(1) 役員の選任および解任
(2) 役員等の報酬の額またはその規定
(3) 定款の変更
(4) 事業年度毎の事業報告および決算報告
(5) 入会の基準および会費の金額
(6) 会員の除名
(7) 長期借入金および重要な財産の処分または譲り受け
(8) 解散および残余財産の処分
(9) 合併および事業の全部もしくは一部の譲渡、または事業の全部の廃止
(10) 理事会において総会に付議した事項
(11) 前各号に定めるものの他、総会で決議するものとして、法令および本定款に定められた事項
2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 22 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

(開催)

第 21 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 代議員現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
(3) 前号の請求をした代議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
— 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
— 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第 22 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、および目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし総会に出席しない代議員が書面によって議決権行使ができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 定時総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、臨時総会の議長は、臨時総会において出席代議員のなかから選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、委任状による出席を含め、総代議員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項および本定款に特に規定するものを除き、出席した代議員の過半数をもって行う。

(書面表決等)

第 26 条 代議員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録により表決し、または他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3 理事または代議員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が代議員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長および総会において予め選任された理事 2 名は、前項の議事録に署名押印する。

(総会規則)

第 29 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令または本定款に定めるものによる。

第 5 章 役員および会計監査人

(役員の種類および定数)

第 30 条 この法人に、理事 22 名以上 28 名以内、および監事 3 名以内を置く。

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、6 名を常務理事とする。

3 会長は法人法上の代表理事となる。また、副会長および常務理事は、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員の選任等)

第 31 条 理事、監事および会計監査人は総会の決議により選任する。

2 会長、副会長、および常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

- 3 監事は、理事または使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、いずれか 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事総数の 3 分の 1 を越えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を越えてはならない。
- 6 理事または監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なくてはならない。
- 7 理事と監事を選任するにあたり必要な細則は理事会において定める。

(理事の職務と権限)

- 第 32 条 理事は、理事会を構成し、法令および本定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また会長が欠けたときまたは会長に事故があるとき、理事会で定めた順序によって、その業務執行に関わる職務を代行する。
 - 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 会長、副会長、および常務理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務と権限)

- 第 33 条 監事は次の各号に規定する職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) この法人の業務ならびに財産および会計の状況を監査する。
 - (3) 総会および理事会に出席し、必要ある場合は意見を述べる。
 - (4) 理事の職務執行に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに理事会に報告する。
 - (5) 前号の報告をするため必要あるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があつた日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告する。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
 - (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(会計監査人の委嘱、職務、および権限)

第 34 条 会計監査人は、総会が選任した公認会計士または監査法人をもってあてる。

第 35 条 会計監査人は次に掲げる職務を行う。

- (1) 法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表と正味財産増減計算書ならびにこれらの附属明細書および財産目録（以下、これらの書類を「財務諸表等」という。）を監査し、会計監査報告を作成する。
- (2) その他、会計監査人に認められた法令上の権限を行使する。

(役員および会計監査人の任期)

- 第 36 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、任期を満了した理事は引き続き一期のみ理事候補者となることができる。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期については、それぞれ退任した理事または監事の任期の満了するときまでとする。
 - 4 第 1 項の規定にかかわらず、増員された理事の任期については、他の理事の任期満了のときまでとする。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、その定時総会において特段の決議がなされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員の欠員)

第 37 条 理事または監事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した理事または監事は、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任するまでは、なお理事または監事として権利義務を有する。

(役員および会計監査人の解任)

第 38 条 役員および会計監査人は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

2 監事は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
- (3) 健康上の理由で職務の執行に支障があり、またはこれに耐えないとき。

(報酬等)

第 39 条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、総会が別に定める役員等の報酬規定による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 会計監査人の報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会が定める。

(取引の制限)

第 40 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のために行うこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のために行うこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他、理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅延なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取り扱いについては、第 52 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除または限定)

第 41 条 この法人は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 42 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 43 条 理事会は、法律および本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所、および目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更、および廃止
- (3) 大会の運営に関わる事項の決定

- (4) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務執行の監督
 - (6) 会長、副会長、および常務理事の選定および解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分および譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任および解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更、および廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第 41 条の責任の免除

(開催)

第 44 条 理事会は会長が招集する。

2 ただし、つぎの各号の一に該当する場合は、理事会を開催する。

- (1) 理事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- (2) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (3) 第 33 条第 5 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 45 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、および目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 46 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは副会長から選出する。

(定足数)

第 47 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 48 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 49 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 50 条 理事または監事が、理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 51 条 理事会に関する事項は、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、および監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 52 条 理事会に関する事項は、法令または本定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規則による。

第7章 財産および会計

(特定財産の維持および処分)

第53条 第6条の事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。この法人は、基本財産の維持および管理に努めるものとする。

- 2 やむをえない理由により基本財産の全部または一部を処分または担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 基本財産の維持および処分について必要な事項は、理事会の決議により定める。

(財産の管理と運用)

第54条 この法人の財産の管理と運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第55条 この法人の事業計画および収支予算書等（事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類）については、毎年事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。
- 3 前項の収支予算および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、毎年事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

第56条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、会計監査人および監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会にて承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 前項の計算書等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 この法人は、第1項の定時総会の終結後速やかに貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金)

第57条 この法人の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

(長期借入金ならびに重要な財産の処分または譲受)

第58条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第59条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に従うものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第60条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の認定に

に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、この法人の合併や解散等

(定款の変更)

第61条 本定款は、第63条の規定を除き、総代議員の3分の2以上の同意により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係わる定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定をうけなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第62条 この法人は、総代議員の3分の2以上の同意により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡、および事業全部の廃止を行うことができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第63条 この法人は、法令に定められた事由による他、総代議員の3分の2以上の同意により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第64条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第65条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および法人公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第66条 この法人の事業目的を推進するため必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員または正会員以外のものに委嘱することができる。

3 委員会の任務、構成、および運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

第10章 事務局

(事務局)

第67条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 主たる事務局には事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局の任務、構成、および運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

(備え置き帳簿および書類)

第68条 事務所には次に掲げる帳簿および書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事および監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可、および登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会および総会）の議事に関する書類
 - (6) 役員等の報酬規定
 - (7) 事業計画書および収支予算書
 - (8) 事業報告書および財務諸表等ならびにこれらの附属明細書
 - (9) 監査報告書および会計監査報告書
 - (10) その他、法令で定める帳簿および書類
- 2 前各号の帳簿および書類等の備え置きおよび閲覧については、法令の定めによる他、第 69 条に定める情報公開規定によるものとする。

第 11 章 情報公開および個人情報の保護

（情報公開）

第 69 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

（個人情報の保護）

第 70 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告）

第 71 条 この法人の公告は電子公告により行う。

第 12 章 補則

（細則）

第 72 条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の設立時の代表理事を会長 石川冬木、業務執行理事を副会長 一條秀憲および山本雅之、ならびに常務理事を木下タロウ、遠藤玉夫、深見希代子、水島 昇、西田栄介および宮園浩平とする。最初の会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記ならびに公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 16 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。なお、最初の代議員の任期は、第 16 条第 4 項の定めにかかわらず、選任の 1 年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

改定 2014 年 4 月 8 日

改定 2016 年 5 月 25 日

改定 2016年11月25日

改定 2017年11月21日

改定 2019年11月29日

改定 2020年11月20日

当法人の定款に相違ありません

公益社団法人 日本化学会

代表理事 一條 秀憲